

(統計法に基づく基幹統計調査)

令和4年度

学校基本調査結果報告書

令和4年5月1日調査

滋 賀 県

は じ め に

学校基本調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的に、昭和23年から文部科学省が毎年実施しているものであり、統計法に基づく基幹統計調査です。

この調査では、全国すべての学校を対象に、その学校数・学級数・在学者数・教職員数・施設等について調査されます。

学校基本調査の結果は、当面する教育の諸問題を解決する基礎資料として利用されているばかりでなく、年次的推移を追うことによって、将来の教育計画を立てる際の貴重な資料として役立てることができます。

この報告書は、令和4年5月1日現在で実施しました令和4年度の滋賀県の調査結果（幼稚園・幼保連携型認定こども園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・専修学校・各種学校）を取りまとめたものです。関係各分野で参考資料として御活用いただければ幸いです。

この調査の実施にあたり、御協力をいただきました各学校、園、教育委員会および市町関係の皆様には厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

目 次

I 調査の概要	1
II 結果の概要	
総括	
1 学校調査	4
2 卒業後の状況調査	7
学校調査	
1 幼稚園	8
2 幼保連携型認定こども園	10
3 小学校	12
4 中学校	14
5 義務教育学校	17
6 高等学校	17
7 中等教育学校	20
8 特別支援学校	20
9 専修学校	21
10 各種学校	22
不就学学齢児童生徒調査	
1 就学免除者および就学猶予者	23
2 居所不明者および死亡者	23
卒業後の状況調査	
1 中学校卒業後	24
2 高等学校卒業後	26
3 義務教育学校卒業後	29
4 中等教育学校卒業後	29
5 特別支援学校卒業後	30
III 統計表	
1 総括表	34
2 幼稚園 (第1表~第4表)	36
3 幼保連携型認定こども園 (第5表~第10表)	42
4 小学校 (第11表~第16表)	52
5 中学校 (第17表~第22表)	58
6 義務教育学校 (第23表~第25表)	64
7 高等学校 (第26表~第33表)	66
8 中等教育学校 (第34表~第36表)	85
9 特別支援学校 (第37表~第42表)	86
10 専修学校 (第43表~第48表)	92
11 各種学校 (第49表~第52表)	97
12 中学校卒業後の状況 (第53表~第56表)	100
13 高等学校卒業後の状況 (第57表~第63表)	106
14 特別支援学校卒業後の状況 (第64表、第65表)	122
15 高等学校(通信制) (第66表~第70表)	124
16 高等学校(通信制)卒業後の状況 (第71表)	125
17 不就学学齢児童生徒調査 (第72表)	126
18 学校施設調査 (第73表、第74表)	127
用語の説明	128

I 調査の概要

この調査は、統計法(平成19年法律第53号)、統計法施行令(平成20年政令第334号)および学校基本調査規則(昭和27年文部省令第4号)に基づいて、毎年実施されているものです。

1 調査の目的

この調査は、学校教育行政に必要な学校に関する基本的事項を明らかにすることを目的としています。

2 調査の期日

令和4年5月1日

3 調査の対象

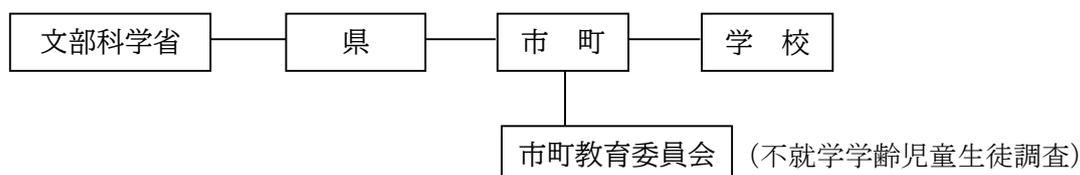
- (1) 学校調査 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校および各種学校
- (2) 学校通信教育調査 通信制課程を置く高等学校および中等教育学校
- (3) 不就学学齢児童生徒調査 . . . 不就学の学齢児童および学齢生徒
- (4) 学校施設調査 私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校および各種学校
公立の幼保連携型認定こども園、専修学校および各種学校
- (5) 卒業後の状況調査 中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校の中学部・高等部の卒業生

4 調査の種類と主要調査事項等

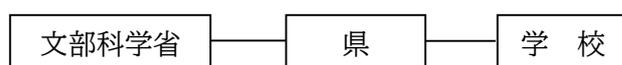
調査の種類	主な調査事項	報告者
学校調査	学級数、在学者数、教職員数、入学者および卒業生数	学校長
学校通信教育調査	学科数、生徒数、教職員数	学校長
不就学学齢児童生徒調査	就学免除・猶予者数、1年以上居所不明者数、前年度中に死亡した学齢児童生徒数	市町教育委員会
学校施設調査	土地、建物の用途別、構造別等の面積	学校設置者 または学校長
卒業後の状況調査	卒業生の進学、就職等の状況	学校長

5 調査の系統

- (1) 市町立および私立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、専修学校および各種学校



- (2) 高等学校、中等教育学校および県立学校



【利用上の注意】

- この報告書は、学校基本調査規則に基づく、県知事が調査すべき公立および私立の諸学校（幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校）および文部科学大臣が直接調査する国立の学校（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）について掲載しました。
- 学校数には、分校および休校中の学校が含まれています。
- 教員数（本務者）には、充て指導主事、学校に籍を置き教育委員会事務局・教育研究所等に勤務する者、留学者、海外日本人学校派遣者、退職者、産休者、育児休業者、産休代替者、育児休業代替者および教員組合事務専従者等が含まれています。
- 年齢は令和4年4月1日現在の満年齢です。
- 比率の算出については単位未満を四捨五入しています。このため、構成比の合計が100.0にならない場合があります。
- 統計表の符号の用法は、次のとおりです。
 - 「－」 計数がない場合
 - 「0.0」 計数が単位未満の場合
 - 「…」 計数出現があり得ない場合または調査対象とならなかった場合
 - 「△」 計数が減少した場合
- 全国の数値は、「令和4年度学校基本調査報告書」（文部科学省刊行）によるものです。

【本年度調査の変更点】

学校調査票（高等学校 全日制・定時制）

- ◆学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができるとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行う。

卒業後の状況調査票（高等学校 全日制・定時制）

- ◆学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができるとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行う。

学校調査票（中等教育学校）

- ◆学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができるとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行う。

卒業後の状況調査票（中等教育学校）

- ◆学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができるとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行う。

学校通信教育調査票（高等学校）

- ◆学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができるとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行う。

卒業後の状況調査票（高等学校 通信制）

- ◆学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（令和3年3月31日公布）等により、高等学校設置基準を改正し、「普通科」の他に「その他普通教育を施す学科」を設置することができるとしたため、新たな類型に基づく項目の追加に合わせた対応を行う。